

令和4(2022)年度有料老人ホーム及び有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅
立入検査方針

根拠法令	老人福祉法第29条第13項
目的・方針	<p>○ 定期的（原則5年に一度）に立入検査を行うことで、一定水準以上のサービスの質の確保を図る。</p> <p>○ 今年度は、直近数年間の検査状況を踏まえ、次の施設を検査対象とする。</p> <p>(1) <u>令和元(2019)年度から令和3(2021)年度までに新設された施設</u></p> <p>(2) <u>前回検査から5年以上経過した施設</u></p> <p>(3) <u>前回検査で指導事項の改善が不十分な施設、昨年度の苦情通報事案について実地での確認が必要な施設</u></p> <p>○ その他、入居者又は家族、職員、市町等から通報があった場合、その内容を早急に確認する必要があると判断したものについては、随時検査を実施する。</p> <p>○ 事業者において県指導指針の理解を深めることによりサービスの質の向上を図るほか、円滑な検査を実施するため、<u>新たに自己点検表兼事前提出調書を作成し、検査に際して事業者に、自己点検を行った上で検査日2週間前までに提出するよう求めることとする。</u></p>
検査項目	<p>主に入居者の処遇状況に関して検査することとし、重要事項説明書の記載事項、管理規程、契約書等のとおり運営がなされているかを確認する。</p> <p>【主な検査項目】★：重点項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設設備、居室等の状況★ ・職員の配置状況 ・ハラスメント対策 ・サービス等の提供状況（食事提供、生活相談、安否確認等） ・金銭管理（前払金の保全措置・返還、入居者からの預り金等） ・身体的拘束等適正化、高齢者虐待防止のための取組★ ・感染症対策★ ・苦情解決体制★ ・事故発生時の対応★ ・非常災害対策★ ・令和3年度県設置運営指導指針の改正に係る対応★ <p>（直接処遇職員の認知症介護基礎研修の受講、業務継続計画の策定等）</p>
検査方法	施設内視察、関係者への聴取及び関係書類等の閲覧
検査体制	1施設あたり2名体制で2時間を目安に実施
検査日程	5月下旬～12月
その他	<p>○ <u>特定施設、併設居宅サービスが存在する場合等には、介護保険法に基づく運営指導と一体的に行う。</u></p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実施する際は、マスクの着用、対人距離の確保、最少人員での対応など感染拡大防止のための対策を徹底する。また、感染拡大状況に応じて、施設巡回の省略や確認項目の重点化による時間短縮に配慮するほか、<u>書面による実施又は実施時期の延期など弾力的な対応を図ることとする。</u></p>